

令和 8 年度第 2 回知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会 次第

日時 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 2 時から
場所 東海市しあわせ村
保健福祉センター 第 1 ・第 2 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1）第 1 0 期知多北部広域連合介護保険事業計画について

ア 市町の施設整備計画について

【資料 1】

イ 事業計画案（骨子）について

【資料 2】

4 その他

5 閉会

令和８年度 介護保険事業計画推進委員名簿 （敬称略）

	氏 名	代表者所属団体等	選出区分	要綱 3条
委員長	齊藤 雅茂	日本福祉大学	識見を有する者	5号
副委員長	市野 恵	特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた	NPO法人代表	5号
委員	加藤 浩一	一般社団法人 東海市医師会	理事	1号
委員	安藤 啓一郎	知多郡医師会 知多医師団	医師代表	1号
委員	阿知波 恒仁	一般社団法人 東海市歯科医師会	歯科医師代表	1号
委員	佐藤 あづさ	大府市薬剤師会	薬剤師代表	1号
委員	柳田 幸喜	東海市シニアクラブ連合会	老人クラブ連合会代表	2号
委員	衣川 千秋	知多市健康づくり食生活改善協議会	食生活改善協議会代表	2号
委員	鈴置 繁雄	社会福祉法人 大府市町社会福祉協議会	社会福祉協議会代表	2号
委員	水野 智久	東浦町民生委員児童委員協議会	民生・児童委員協議会代表	2号
委員	斎藤 充	大府市	公募委員（1号被保険者）	3号
委員	森田 清和	知多市	公募委員（1号被保険者）	3号
委員	長谷川 貴子	東海市	公募委員（2号被保険者）	3号
委員	平林 磨	東浦町	公募委員（2号被保険者）	3号
委員	若林 美恵子	社会福祉法人東海市社会福祉協議会 東海市加木屋居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所代表	4号
委員	黒野 亜樹	特別養護老人ホーム 東海福寿園	入所系事業所代表（特養）	4号
委員	久保 晴彦	社会福祉法人仁至会 介護老人保健施設 ルミナス大府	入所系事業所代表（老健）	4号
委員	福田 正	社会福祉法人知多福祉会 ふれあいの里デイサービスセンター	通所系事業所代表	4号
委員	平井 真理子	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会	訪問系事業所代表	4号
委員	伊藤 篤史	医療法人共和会	地域密着型事業所代表	4号
委員	井上 裕希	株式会社 SKY	特定施設（有料老人ホーム等）代表	4号
委員	尾之内 直美	公益社団法人 認知症の人と家族の会 愛知県支部	識見を有する者	5号
委員	勝崎 哲治	公益社団法人 知多市シルバー人材センター	シルバー人材センター代表	6号
委員	小林 真矢	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 東浦町高齢者相談支援センター	高齢者相談支援センターの代表	6号

知多北部広域連合職員名簿

所属・職名	氏 名
事務局長	阿部 吉晋
事業課長	山下 秀彰
事業課長補佐	竹内 美登
事業課資格管理係長	岩田 耕治
事業課認定係長	渡邊 真輔
事業課給付係長	久納 勇司
事業課給付係長（地域支援担当）	横井 良太

構成市町介護保険担当課長

所属	氏 名
東海市高齢者支援課	池田 富士子
大府市高齢障がい支援課	深谷 雄紀
知多市長寿課	榊原 琢磨
東浦町ふくし課	村上 智絵

知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 知多北部広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しに関する事項並びに介護保険事業の実施に関する重要な事項を協議するため、知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の見直し原案策定に関すること。
- (3) 介護保険事業の実施についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から広域連合長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者
- (2) 保健及び福祉団体を代表する者
- (3) 介護保険の被保険者を代表する者
- (4) 介護保険サービス提供者を代表する者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他広域連合長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には、第2条の所掌事項の一部を専門的に協議するため必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員15人以内で組織し、委員会の委員の中から委員会において選出する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長は当該部会を組織する委員の互選により選出し、副部会長は部会長の指名により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の会議を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 部会の会議は、当該部会を組織する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 9 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 10 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 11 部会は、その協議結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広域連合事務局事業課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第10期施設整備計画

【資料1】

第 1 0 期						
	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	サービス種別	定員	サービス種別	定員	サービス種別	定員
東海市	-		地域密着型介護老人福祉施設	29	-	
大府市	認知症対応型共同生活介護	18	-		-	
知多市	-		-		-	
東浦町	-		看護小規模多機能型居宅介護	29	認知症対応型共同生活介護	18

【参考】（待機者調査より）

対象サービス種別	人数
介護老人福祉施設	45
介護老人保健施設	4
介護医療院	0
（地密）特定施設	0
認知症対応型共同生活介護	0
（地密）介護老人福祉施設	0
合計	49

知多北部広域連合 介護保険事業計画 第 10 期 (骨子案)

計画期間：令和 9 年度（2027 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

令和 8 年（2026 年）8 月
知多北部広域連合
(東海市・大府市・知多市・東浦町)

目 次

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
第2章 高齢者を取り巻く環境.....	7
1 高齢者の現状と推計	7
2 要介護（要支援）認定者の現状と推計	16
3 認知症高齢者の状況と推計	21
4 令和4年度（2022年度）「健康とくらしの調査」からみる関係市町の状況..	22
5 日常生活圏域	23
第3章 介護保険サービスの現状.....	41
1 給付実績の推移	41
2 介護サービス事業の状況	42
3 介護予防・介護サービス提供基盤の状況	45
4 高齢者の住まいを取り巻く環境	47
5 待機者調査の結果	48
6 在宅介護実態調査の結果	50
7 介護人材調査の結果	55
第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために.....	59
1 地域包括ケアシステムの実現に向けて	59
(1) 基本理念	59
(2) 推進体制	59
2 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進.....	60
(1) 総合的な自立支援・介護予防・重度化防止の推進	60
(2) 身近な地域における介護予防の推進	60
(3) 専門職種等を活用した介護予防機能の強化	60
(4) 介護予防の効果的・効率的な取り組み	60
3 基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり.....	61
(1) 高齢者相談支援センターの体制強化	61
(2) 在宅医療と介護連携の推進	61
(3) 認知症施策の推進	61
(4) 日常生活を支援する基盤整備	61
(5) 家族介護者への支援	61

4 基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供.....	62
(1) 介護サービス基盤の整備	62
(2) 業務の効率化	62
(3) 介護人材の確保・定着と資質の向上	62
(4) 給付適正化	62
(5) 高齢者の住まいと暮らしの安定的な支援	62
(6) 災害・感染症への備え	63
(7) 介護保険料及び利用者負担の減免制度	63
(8) マイナンバー制度の活用	63
第5章 介護サービスの見込みと保険料.....	67
1 サービス別見込量	67
(1) 居宅サービス	67
(2) 地域密着型サービス	73
(3) 施設・居住系サービス	76
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業	79
2 介護保険料の設定	81
(1) 介護保険料設定の考え方	81
(2) 介護サービスに要する費用の見込み	82
(3) 標準給付費、地域支援事業費等の見込み	86
(4) 費用負担の概要	90
(5) 所得段階別保険料率の設定	91
(6) 第1号被保険者の所得段階別見込み	93
(7) 保険料基準額の算出	94
(8) 所得段階別保険料	95
第6章 計画の推進.....	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	99
3 計画の見直し	99
資 料 編.....	103
1 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱	103
2 委員名簿	105
3 用語解説	106

第1章

介護保険事業
計画の基本的
な考え方

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に高齢化が進んでおり、内閣府「令和7年版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は令和6年（2024年）10月1日現在、1億2,380万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は29.3%となっています。

今後、わが国では総人口が減少を続けていく一方で、65歳以上人口が令和25年（2043年）にピークを迎えることにより、高齢化率は上昇を続け、国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれており、超高齢化と人口減少による経済の停滞など、将来の生活への不安が増大しています。

さらに、一人暮らし高齢者世帯の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりの希薄化が進行しており、地域において高齢者を支える仕組みづくりが必要となっています。

また、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、複合的な問題を抱える高齢者等、支援が必要になる高齢者がますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会や高齢者支援等の担い手）の減少といった問題が一層顕著化することが予想され、これらの問題にも早急に対応していくことが求められます。

介護保険制度は、平成12年（2000年）に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、広く定着しましたが、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用の増大が続いており、介護保険運営における厳しさが年々増しているという現状にあります。

こうした状況の中で、国においては、第10期となる介護保険事業計画策定にあたり、2040年を見据えた中長期的な視点に立った取組の推進、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保といった様々な取組の推進を目指しています。

広域連合では、令和5年度（2023年度）に「第9期介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムのさらなる充実、現役世代が急減する令和22年（2040年）を念頭に置き事業を進めてきました。

「第10期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）においても、引き続き地域包括ケアシステムを推進し、持続可能な制度運営ができるように、関係市町の地域資源を活かし、3市1町の連携のもと、高齢者が安心して生活を営めるよう事業を実施していくための指針として本計画を策定します。

2 計画の位置付けと期間

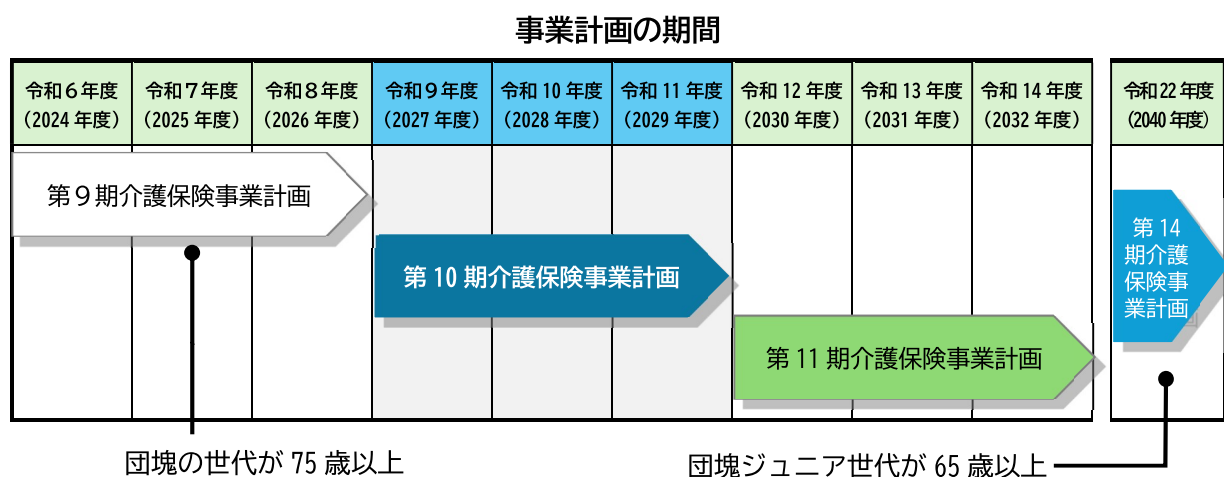
この事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定します。

介護保険法に基づく、国の施策の方向性を踏まえ、これまでの事業の見直しや新たな視点で、広域連合における福祉・介護サービスの目標数値（サービス必要量の見込み）及びその実現に向けての基本方針を明らかにし、介護保険施策を総合的に推進します。

本計画の計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間です。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度（2040年度）までの中長期的なサービス給付を推計して記載します。

また、関係市町が定める地域福祉計画等を始めとする各種計画と連携、調和を図りながら事業を進めていきます。



3 計画の策定体制

(1) 策定方法

介護保険計画は、介護保険法第117条に基づき、保険者である広域連合が策定します。

また、本計画では老人福祉法第20条の8に基づき、関係市町が策定する老人福祉計画との整合性を保つものとしします。

このため、広域連合と関係市町とが基本的な方向性の統一を図り、相互に連携し、取り組めるよう、関係市町との会議を定期的開催しています。

また、この事業計画の策定にあたっては、愛知県の施設整備等に関する広域調整との整合性を図るため、愛知県の関係部局との協議を行うとともに、意見公募の機会を設け広く住民の意見を取り入れるよう努めました。

(2) 事業計画策定への住民参加

65歳以上の高齢者18,000人に対し日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。介護保険サービスの利用状況や今後の施策ニーズ、高齢者福祉に関する意識調査を行い、計画策定にあたっての基礎資料としました。

この事業計画の策定には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められていることから、介護保険事業計画推進委員会において計画策定の協議を行いました。また、被保険者や老人クラブの代表者、民生委員・児童委員の代表者などを委員として委嘱し、積極的に住民の意見を反映させました。

介護保険事業計画推進委員会委員24名の構成は、次のとおりです。

医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者	4名
保健及び福祉団体を代表する者	4名
介護保険の被保険者を代表する者（公募委員）	4名
介護保険サービス提供者を代表する者	7名
識見を有する者	3名
その他広域連合長が特に必要と認める者	2名

(3) 住民への周知

介護保険事業計画推進委員会の開催にあたっては、会議を公開し、住民等に対して広く傍聴の機会を提供するとともに、会議資料及び議事録については、関係市町及び広域連合の窓口での閲覧並びに広域連合のホームページに掲載するなど、事業計画の見直し作業の状況を公開しています。

また、事業計画書を広域連合のホームページに掲載するとともに、事業計画書の概要版を作成し、さらに関係市町の広報等により周知を図っています。

第4章

住み慣れた地域で
暮らし続ける
ために

第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために

1 地域包括ケアシステムの実現に向けて

(1) 基本理念

広域連合では、第6期計画以降進めてきました「地域包括ケアシステムの構築・深化」の方向性を引継ぎ、目指すべき高齢社会の姿を現すものとして、次の基本理念を掲げます。

基 本 理 念 (案)

住み慣れた地域で 暮らし続けるために

基 本 目 標 (案)

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供

(2) 推進体制

地域包括ケアの推進には、構成する3市1町との連携、関係市町が定める地域福祉計画等との一体的な運用が重要です。

広域連合では、スケールメリットを活かして介護保険制度を運用し、関係市町と連携・調整し、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築状況の点検や地域の共通課題の解決を図り、円滑な介護保険事業の運用を目指します。

関係市町は地域課題の把握、高齢福祉施策と介護保険事業を連携しながら、関係市町で実施する事業を進め、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

◆基本目標及び施策について、基本的には第9期計画の内容を踏襲しつつ、国の基本指針を踏まえて新たな内容を盛り込む等、広域連合として取り組む内容を記載します。

2 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

(1) 総合的な自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ②一般介護予防事業
- ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ④介護サービス事業者等との連携
- ⑤保健福祉事業
- ⑥専門職との連携

(2) 身近な地域における介護予防の推進

(3) 専門職種等を活用した介護予防機能の強化

(4) 介護予防の効果的・効率的な取り組み

⇒高齢者が自立した生活を送ることができるよう、引き続き健康づくり及び介護予防に注力し、取組を推進します。

3 基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 高齢者相談支援センターの体制強化

- ①相談体制の強化
- ②自立支援に資するケアマネジメントの推進
- ③事業評価・点検の実施
- ④業務負担の軽減及び体制整備

(2) 在宅医療と介護連携の推進

(3) 認知症施策の推進

- ①普及啓発・相談支援体制の充実
- ②予防
- ③医療、ケア・介護サービスへの支援
- ④介護者への支援と地域への働きかけ
- ⑤認知症バリアフリーの推進・認知症の人への社会参加支援
- ⑥若年性認知症の人への支援

(4) 日常生活を支援する基盤整備

- ①地域の実情に即した地域生活課題解決の取り組みの推進
- ②地域資源の活用と多様なサービスの創出
- ③高齢者の生きがいづくり・社会参加
- ④生活支援体制整備事業の推進

(5) 家族介護者への支援

- ①介護者への負担軽減
- ②介護による離職を防ぐ支援

⇒認知症施策の推進については、認知症基本法の制定や新たな基本指針の内容を踏まえつつ、広域連合として取り組むことができる施策を引き続き推進します。

4 基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供

(1) 介護サービス基盤の整備

- ①—1 施設整備による供給見込量（広域連合全体）
- ①—2 施設整備による供給見込量（東海市）
- ①—3 施設整備による供給見込量（大府市）
- ①—4 施設整備による供給見込量（知多市）
- ①—5 施設整備による供給見込量（東浦町）
- ② リハビリテーションサービス提供体制の構築
- ③ 在宅サービスの充実
- ④ 介護現場の安全性確保

(2) 業務の効率化

(3) 介護人材の確保・定着と資質の向上

- ①介護人材の確保
- ②資質向上
- ③働きやすい環境づくり
- ④高齢者虐待を防ぐ取り組み

(4) 給付適正化

- ①主要事業
 - ア. 要介護認定の適正化
 - イ. ケアプラン点検の実施、住宅改修等の点検
 - ウ. 医療情報との突合・縦覧点検
- ②自立支援に資する適切なサービス提供に向けて

(5) 高齢者の住まいと暮らしの安定的な支援

- ①住宅改修支援
- ②受領委任払い制度

(6) 災害・感染症への備え

(7) 介護保険料及び利用者負担の減免制度

(8) マイナンバー制度の活用

⇒国の指針を踏まえ、2040 年を見据えた取組を推進します。

基本指針の構成について（市町村介護保険事業計画）

改正案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>愛知県との連携</u> 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び<u>2040年度を含む中長期的な推計</u> 3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び<u>2040年度を含む中長期的な推計</u> 4 <u>2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u> 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 認知症施策の推進 等	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>中長期的な推計</u>及び第9期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 <u>日常生活圏域の設定</u> 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等